

## 和牛精液及び和牛受精卵の譲渡契約約款

この約款（以下「本約款」といいます。）は、一般社団法人ジェネティクス北海道（以下「当団」といいます。）が販売等で譲り渡す和牛精液及び和牛受精卵（以下「本和牛遺伝資源」といいます。）の利用条件を定めるものです。本和牛遺伝資源を当団から譲り受ける皆さま（以下「ユーザー」といいます。）には、本約款に従って、本和牛遺伝資源を御利用いただきます。

### 第1条（適用）

本約款は、ユーザーと当団との間の本和牛遺伝資源の利用に関わる一切の關係に適用させていただきます。

### 第2条（禁止事項）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を使用し、又は第三者へ譲り渡すに当たり、以下の行為をしてはいけません。

- （1）家畜改良増殖法など関連法令に違反する行為
- （2）本和牛遺伝資源を日本国外に持ち出すための行為
- （3）本和牛遺伝資源を日本国内で飼養される肉用牛の生産及び改良の目的以外で利用する行為

- 2 前項（2）及び（3）に規定する日本国外への利用禁止を示すため、本和牛遺伝資源を収めた容器に「（R）」の表示（国外への持ち出しの制限を表す略称）を付します。ユーザーは、当該「（R）」表示を除去又は抹消してはいけません。

### 第3条（第三者への譲渡）

ユーザーは、本和牛遺伝資源を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければいけません。

### 第4条（規約の変更）

当団は、必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく本規約を変更することができるものとします。